

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
(落成後の検査手数料) 第三条 一台のみの送信機を有する無線局について法第十条の規定による検査（以下「落成後の検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。				(落成後の検査手数料) 第三条 （同上）			
	無線局の種別	基本送信機の規模 (空中線電力による。)	検査手数料（単位円）		無線局の種別	基本送信機の規模 (空中線電力による。)	検査手数料（単位円）
一	船舶局（総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。）及び航空機局	一〇ワット以下のもの	四七、四〇〇	一	船舶局（総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。）及び航空機局	一〇ワット以下のもの	四五、四〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	七、三〇〇			一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	六、七〇〇

二	総トン数五〇 〇トン未満の 漁船の船舶局	一〇ワット以下の もの	一七、二〇〇	一〇ワットを超え 五〇〇ワット以下 のもの
		一〇ワットを超え 五〇ワット以下の もの	四三、九〇〇	五〇〇ワットを超 えるもの
		五〇ワットを超え るもの	六〇、五〇〇	一〇一、六〇〇

二	総トン数五〇 〇トン未満の 漁船の船舶局	一〇ワット以下の もの	二六、一〇〇	五〇ワットを超え 五〇〇ワット以下 のもの
		一〇ワットを超え 五〇ワット以下の もの	四〇、一〇〇	五〇〇ワットを超 えるもの
		五〇ワットを超え るもの	五七、六〇〇	九五、八〇〇

四	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の			二七、一〇〇
		基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	〇・一ワット以下 のもの	五六、四〇〇
			〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	一二五、八〇〇
			三ワットを超え一 〇ワット以下のも の	四〇八、四〇〇
			一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下 のもの	四八五、一〇〇

四	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の			二七、一〇〇
		基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	〇・一ワット以下 のもの	五一、九〇〇
			〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	一一一、九〇〇
			三ワットを超え一 〇ワット以下のも の	三七一、〇〇〇
			一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下 のもの	四四三、一〇〇

五	テレビジョン 基幹放送局	１００ワットを超え １キロワット以下のもの	六〇一、七〇〇	
		１キロワットを超え １０キロワット以下のもの	七四八、五〇〇	
		１０キロワットを超えるもの	九六〇、七〇〇	
		〇・１ワット以下のもの	五六、四〇〇	
		〇・１ワットを超え 三ワット以下のもの	一一四、七〇〇	
		三ワットを超え 一〇ワット以下のもの	四一四、四〇〇	
		一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下のもの	六〇五、四〇〇	

五	テレビジョン 基幹放送局	１００ワットを超え １キロワット以下のもの	五五三、一〇〇	
		１キロワットを超え 一〇キロワット以下のもの	六七四、九〇〇	
		一〇キロワットを超えるもの	八六三、一〇〇	
		〇・１ワット以下のもの	五二、一一〇〇	
		〇・１ワットを超え 三ワット以下のもの	一一一、二〇〇	
		三ワットを超え 一〇ワット以下のもの	三六九、一〇〇	
		一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下のもの	五五二、四〇〇	

八	その他の無線局	一ワット以下のもの	三五、八〇〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	五二、三〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	六八、九〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一〇七、三〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一一〇、五〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	三四八、三〇〇

2 二台以上の送信機を有する無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じ

八	局 その他の無線	一ワット以下のもの	三三、九〇〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	四九、二〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	六四、六〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一〇〇、四〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一八八、一〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	三二四、八〇〇
		2 (同上)	

て得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

	無線局の種別	送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
一	船舶局（総トン数五〇〇トンの船舶局を除く。）及び航空機局	一〇ワット以下のもの	一一、一〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一八、〇〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一六、六〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	三三、四〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	一〇ワット以下のもの	七、一〇〇

	無線局の種別	送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
一	船舶局（総トン数五〇〇トンの船舶局を除く。）及び航空機局	一〇ワット以下のもの	一一、三〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一六、八〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一三、九〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	三〇、一〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	一〇ワット以下のもの	六、七〇〇

	四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	〇・一ワット以下 のもの	一四、五〇〇
			〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	五三、七〇〇
	三	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		七、二〇〇
			五〇ワットを超え るもの	一五、七〇〇
			一〇ワットを超え 五〇ワット以下の もの	一〇、八〇〇

	四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	〇・一ワット以下 のもの	一三、一〇〇
			〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	四八、二〇〇
	三	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		六、七〇〇
			五〇ワットを超え るもの	一四、七〇〇
			一〇ワットを超え 五〇ワット以下の もの	一〇、〇〇〇

五	テレビジョン 基幹放送局	〇・一ワット以下 のもの	一四、五〇〇
		〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	五五、九〇〇
		一キロワットを超 え一〇キロワット 以下のもの	一八五、六〇〇
		一〇キロワットを超 えるもの	一五〇、〇〇〇
		一〇〇ワットを超 え一キロワット以 下のもの	一五五、六〇〇
		一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下 のもの	一二五、四〇〇
		三ワットを超え一 〇ワット以下のも の	九九、六〇〇

五	テレビジョン 基幹放送局	〇・一ワット以下 のもの	一三、一〇〇
		〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	五〇、〇〇〇
		一キロワットを超 え一〇キロワット 以下のもの	一六五、三〇〇
		一〇キロワットを超 えるもの	一二三、〇〇〇
		一〇〇ワットを超 え一キロワット以 下のもの	一四〇、一〇〇
		一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下 のもの	一二三、五〇〇
		三ワットを超え一 〇ワット以下のも の	八九、九〇〇

六	実験等無線局	五〇ワット以下のもの	一〇, 〇〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一五, 三〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	一三, 一〇〇
		一〇キロワットを超えるもの	三八五, 八〇〇
		一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	一八九, 七〇〇
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一九七, 〇〇〇
		一〇〇ワット以下のもの	一五五, 九〇〇
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一五五, 九〇〇
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	一〇〇, 七〇〇

六	実験等無線局	五〇ワット以下のもの	八, 六〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一三, 六〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	一一, 〇〇〇
		一〇キロワットを超えるもの	三四八, 〇〇〇
		一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	一六〇, 〇〇〇
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一七六, 〇〇〇
		一〇〇ワット以下のもの	一三九, 五〇〇
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一三九, 五〇〇
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	九〇, 一〇〇

七	アマチュア無線局	五〇ワット以下のもの	六、〇〇〇
		五〇ワットを超えるもの	八、六〇〇
	その他の無線局	一ワット以下のもの	一〇、〇〇〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	一四、一〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	一八、一〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	二七、八〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	五三、一〇〇

七	アマチュア無線局	五〇ワット以下のもの	五、六〇〇
		五〇ワットを超えるもの	八、〇〇〇
	その他の無線局	一ワット以下のもの	八、六〇〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	一二、〇〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	一六、一〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	二五、九〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	四九、五〇〇

		五〇〇ワットを超えるもの	八八、一〇〇
3	前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。		
	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）	
一	〇・一ワット以下のもの	一八、九〇〇	
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	四四、七〇〇	
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	七三、一〇〇	

		五〇〇ワットを超えるもの	八八、一〇〇
3	(同上)		
	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）	
一	〇・一ワット以下のもの	一八、九〇〇	
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	四四、七〇〇	
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	八八、一〇〇	

四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一一二、五〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一三九、六〇〇
六	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	一六七、八〇〇
七	一〇キロワットを超えるもの	二〇二、六〇〇

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について落成後の検査が同時に行われるときに当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該落成後の検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額

二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該落成後の検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線

四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一一〇、六〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一二九、四〇〇
六	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	一五九、九〇〇
七	一〇キロワットを超えるもの	一九三、二〇〇

4 (同上)

局が二以上あるときは、その合計額とする。) を減じた額

- 5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、七〇〇円（電子申請等により同条第一項の規定による落成の届出及び同条第二項の規定による書類の提出をする場合にあつては、二、六〇〇円）とする。

（変更検査手数料）

第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあつては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、三〇六、〇〇〇円及び当該無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十二条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。

- 一 一台のみの送信機を有するもの 無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の丙表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二

- 5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（電子申請等により同条第一項の規定による落成の届出及び同条第二項の規定による書類の提出をする場合にあつては、二、四五〇円）とする。

（変更検査手数料）

第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあつては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十二条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。

- 一 （同上）

分の一を乗じて得た額)

- 一 二台以上の送信機を有するもの 基本送信機に係る前号の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の丁表による額 (当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額) を加算した額

甲表

	無線局の種別	検査手数料 (単位円)
一	船舶局 (総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。) 及び航空機局	一一〇、一〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	一三、八〇〇
三	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのも の及び航空機の無線局で無線設備 がレーダーのみのも	一三、八〇〇
四	基幹放送局 (テレビジョン 基幹放送局を 基本送信機の空中 線電力が〇・一ワ ット以下のもの	九、七〇〇

- 一 (同上)

甲表

	無線局の種別	検査手数料 (単位円)
一	船舶局 (総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。) 及び航空機局	一七、五〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	一一、六〇〇
三	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのも の及び航空機の無線局で無線設備 がレーダーのみのも	一一、六〇〇
四	基幹放送局 (テレビジョン 基幹放送局を 基本送信機の空中 線電力が〇・一ワ ット以下のもの	九、七〇〇

	除く。)	基本送信機の空中線電力が〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	三五、三〇〇
		基本送信機の空中線電力が三ワットを超えるもの	五五、六〇〇
五	テレビジョン 基幹放送局	基本送信機の空中線電力が〇・一ワット以下のもの	一一、四〇〇
		基本送信機の空中線電力が〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	四一、二〇〇
		基本送信機の空中線電力が三ワットを超えるもの	七〇、八〇〇
六	実験等無線局		一五、一〇〇
七	アマチュア無線局		九、五〇〇

	除く。)	基本送信機の空中線電力が〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	三〇、七〇〇
		基本送信機の空中線電力が三ワットを超えるもの	五一、〇〇〇
五	テレビジョン 基幹放送局	基本送信機の空中線電力が〇・一ワット以下のもの	一〇、六〇〇
		基本送信機の空中線電力が〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	三八、一〇〇
		基本送信機の空中線電力が三ワットを超えるもの	六四、一〇〇
六	実験等無線局		一二、四〇〇
七	アマチュア無線局		七、八〇〇

乙表			
一	無線局の種別	種類	検査手数料（単位円）
八	その他の無線局	送信機	七、六〇〇
		船舶局（総トン数五〇〇トン未満の漁船）	
		装置	
		種類	
		規模（空中線電力による。）	
		一〇ワット以下のもの	
		基本送信機の空中線電力が一ワット以下のもの	一五、一〇〇
		基本送信機の空中線電力が一ワットを超え五ワット以下のもの	二〇、三〇〇
		基本送信機の空中線電力が五ワットを超えるもの	二八、二〇〇

乙表			
一	無線局の種別	種類	検査手数料（単位円）
八	その他の無線局	送信機	七、一〇〇
		船舶局（総トン数五〇〇トン未満の漁船）	
		装置	
		種類	
		規模（空中線電力による。）	
		一〇ワット以下のもの	
		基本送信機の空中線電力が一ワット以下のもの	二二、四〇〇
		基本送信機の空中線電力が一ワットを超え五ワット以下のもの	二七、二〇〇
		基本送信機の空中線電力が五ワットを超えるもの	三四、六〇〇

二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	送信機	一〇ワット以下のもの	四、〇五〇
		送信機以外装置	の船舶局を除く。)及び航空機局	
			一〇ワットを超えるもの	一〇、三〇〇
			五〇ワットを超えるもの	一四、八〇〇
			五〇〇ワットを超えるもの	一八、四〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	送信機	一〇ワット以下のもの	三、七五〇
		送信機以外装置	の船舶局を除く。)及び航空機局	
			一〇ワットを超えるもの	一七、二〇〇
			五〇ワットを超えるもの	一三、八〇〇
			五〇〇ワットを超えるもの	一七、二〇〇
		送信機以外装置	の船舶局を除く。)及び航空機局	
			一〇ワットを超えるもの	九、六〇〇
			五〇ワットを超えるもの	一三、八〇〇
			五〇〇ワットを超えるもの	一七、二〇〇

二			
の のみのレーダーの無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのものの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのものの	送信機		四、〇五〇
	送信機以外の装置		四、〇五〇
		五〇ワットを超えるもの	九、〇〇〇
		一〇ワットを超える五〇ワット以下のもの	六、三〇〇
二			
の のみのレーダーの無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのものの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのものの	送信機		三、七五〇
	送信機以外の装置		三、七五〇
		五〇ワットを超えるもの	八、四〇〇
		一〇ワットを超える五〇ワット以下のもの	五、八〇〇

四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	機	送信	〇・一ワ ット以下 のもの	七、五〇〇
				〇・一ワ ットを超 え三ワッ ト以下の もの	一一八、三〇〇
				三ワット を超え一 〇ワット 以下のも の	四九、五〇〇
				一〇ワッ トを超え 一〇〇ワ ット以下 のもの	六三、九〇〇
				一〇〇ワ ットを超 え一キロ ワット以 下のもの	七二、〇〇〇
四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	機	送信	〇・一ワ ット以下 のもの	六、九〇〇
				〇・一ワ ットを超 え三ワッ ト以下の もの	一一六、〇〇〇
				三ワット を超え一 〇ワット 以下のも の	四五、七〇〇
				一〇ワッ トを超え 一〇〇ワ ット以下 のもの	五九、一〇〇
				一〇〇ワ ットを超 え一キロ ワット以 下のもの	六八、四〇〇

装置以外の送信機	三ワットを超えるもの	四九、五〇〇	〇・一ワットを超え三ワット以下の送信機のもの	〇・一ワット以下の送信機のもの	一〇キロワットを超えるもの
			二八、三〇〇	七、五〇〇	一一八、一〇〇
	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	九二、八〇〇			
装置以外の送信機	三ワットを超えるもの	四五、七〇〇	〇・一ワットを超え三ワット以下の送信機のもの	〇・一ワット以下の送信機のもの	一〇キロワットを超えるもの
			二六、〇〇〇	六、九〇〇	一一一、三〇〇
	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	八七、七〇〇			

五	テレビジョン 基幹放送局	機 送信	○・一ワット以下 のもの ○・一ワットを超え三ワット以下のもの 三ワットを超え一〇ワット以下のもの 一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの 一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	七、五〇〇 一二、八〇〇 四八、一〇〇 九三、〇〇〇 九二、四〇〇
五	テレビジョン 基幹放送局	機 送信	○・一ワット以下 のもの ○・一ワットを超え三ワット以下のもの 三ワットを超え一〇ワット以下のもの 一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの 一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六、六〇〇 一一、二〇〇 四五、九〇〇 六八、六〇〇 八七、九〇〇

	装置以外の送信機	送信機のもの	送信機のもの	送信機のもの	送信機のもの
		〇・一ワット以下	〇・一ワットを超え三ワット以下の送信機のもの	三ワットを超える送信機のもの	一〇キロワットを超えるもの
		七、五〇〇	二七、八〇〇	四八、一〇〇	一三八、四〇〇
	装置以外の送信機	送信機のもの	送信機のもの	送信機のもの	送信機のもの
		〇・一ワット以下	〇・一ワットを超え三ワット以下の送信機のもの	三ワットを超える送信機のもの	一〇キロワットを超えるもの
		六、六〇〇	二六、二〇〇	四五、九〇〇	一三〇、八〇〇

六				七				
実験等無線局				アマチュア無線局				
機 送 信	五〇ワット以下のもの		四、八〇〇	機 送 信	五〇ワット以下のもの		四、三〇〇	
	五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの		七、六〇〇		機 送 信	五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの		六、九〇〇
	五〇〇ワットを超えるもの		一、四〇〇			機 送 信	五〇〇ワットを超えるもの	
装置外の機		四、八〇〇	装置外の機				四、三〇〇	
六				七				
実験等無線局				アマチュア無線局				
機 送 信	五〇ワット以下のもの		三、〇〇〇	機 送 信	五〇ワット以下のもの		二、八〇〇	
	五〇ワットを超えるもの		四、一五〇		機 送 信	五〇ワットを超えるもの		三、八五〇

八	その他の無線局	機 送信	装置 外の 機 送信		三、〇〇〇
				一ワット以下のもの	四、八〇〇
				一ワットを超え五ワット以下のもの	六、〇〇〇
				五ワットを超え一〇ワット以下のもの	八、七〇〇
				一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一三、七〇〇
八	その他の無線局	機 送信	装置 外の 機 送信		一、八〇〇
				一ワット以下のもの	四、三〇〇
				一ワットを超え五ワット以下のもの	六、五〇〇
				五ワットを超え一〇ワット以下のもの	八、二〇〇
				一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一三、七〇〇

	送信機以外の装置	一ワットを超え五ワット以下の送信機のもの	七、〇〇〇
		一ワット以下の送信機のもの	四、八〇〇
		五キロワットを超えるもの	四六、八〇〇
		五〇〇ワットを超え五キロワット以下のもの	三八、二〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一一五、四〇〇

	送信機以外の装置	一ワットを超え五ワット以下の送信機のもの	六、五〇〇
		一ワット以下の送信機のもの	四、二〇〇
		五キロワットを超えるもの	四四、四〇〇
		五〇〇ワットを超え五キロワット以下のもの	三六、六〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一一四、〇〇〇

--

丙表							五ワットを超える送信機のもの	八、七〇〇
	無線局の種別	基本送信機の規模 (空中線電力による。)		定期検査手数料相当額(単位円)				
一	基幹放送局	〇・一ワット以下のもの		二八、八〇〇				
二	実験等無線局	五〇ワット以下のもの		一七、九〇〇				
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの		二八、六〇〇				
		五〇〇ワットを超えるもの		四四、四〇〇				
三	アマチュア無線局	五〇ワット以下のもの		一一、四〇〇				

丙表							五ワットを超える送信機のもの	八、二〇〇
	無線局の種別	基本送信機の規模 (空中線電力による。)		定期検査手数料相当額(単位円)				
一	基幹放送局	〇・一ワット以下のもの		二七、〇〇〇				
二	実験等無線局	五〇ワット以下のもの		一七、〇〇〇				
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの		二七、〇〇〇				
		五〇〇ワットを超えるもの		四一、六〇〇				
三	アマチュア無線局	五〇ワット以下のもの		一一、〇〇〇				

四	その他の無線局	五〇ワットを超えるもの	一六、五〇〇
		一ワット以下のもの	一一〇、六〇〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	一一〇、五〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	一二七、九〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一五六、七〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一〇六、六〇〇
		五〇〇ワットを超え五キロワット以下のもの	一五八、六〇〇

四	その他の無線局	五〇ワットを超えるもの	一五、六〇〇
		一ワット以下のもの	一七、一〇〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	一一六、二〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	一二三、一〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一五〇、六〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	九七、一〇〇
		五〇〇ワットを超え五キロワット以下のもの	一四四、六〇〇

			五キロワットを超えるもの	一九一、三〇〇
丁表				
	無線局の種別	送信機の規模（空中線電力による。）		定期検査手数料相当額（単位円）
一	基幹放送局	〇・一ワット以下のもの		八、一〇〇
二	実験等無線局	五〇ワット以下のもの		五、〇〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの		七、六〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの		一一、六〇〇
三	アマチュア無線局	五〇ワット以下のもの		三、〇〇〇

			五キロワットを超えるもの	一七六、一〇〇
丁表				
	無線局の種別	送信機の規模（空中線電力による。）		定期検査手数料相当額（単位円）
一	基幹放送局	〇・一ワット以下のもの		六、七〇〇
二	実験等無線局	五〇ワット以下のもの		四、三〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの		六、八〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの		一〇、五〇〇
三	アマチュア無線局	五〇ワット以下のもの		二、八〇〇

四	その他の無線局	五〇ワットを超えるもの	四、三〇〇
		一ワット以下のもの	五、四〇〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	八、四〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	一〇、五〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一五、九〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	二八、四〇〇
		五〇〇ワットを超え五キロワット以下のもの	四二、一〇〇

四	その他の無線局	五〇ワットを超えるもの	四、〇〇〇
		一ワット以下のもの	四、一五〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	六、四〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	八、一〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一二、七〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	二四、一〇〇
		五〇〇ワットを超え五キロワット以下のもの	三六、二〇〇

		五キロワットを超えるもの	五〇、二〇〇
2 二以上の無線局によつて共用されている装置に係る変更検査が当該装置を共用する二以上の無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該変更検査に係る同項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とし、当該変更検査と併せて他の装置に係る変更検査を受ける場合にあつては、その額に、共用されている装置以外の各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる同項の乙表による額を加算した額とする。ただし、その除して得た額とその他の装置に係る手数料の額とを合算した額は、<u>三〇六、〇〇〇円</u>及び当該無線局に係る定期検査手数料相当額のいずれをも超えないものとする。 3 前二項の規定にかかわらず、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする無線局及び超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局によつて共用されている装置に係る変更検査がこれらの無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 多重放送をする無線局 その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に応ずる次の甲表による額を当該変更検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額。ただし、当該			

		五キロワットを超えるもの	四四、四〇〇
2 二以上の無線局によつて共用されている装置に係る変更検査が当該装置を共用する二以上の無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該変更検査に係る同項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とし、当該変更検査と併せて他の装置に係る変更検査を受ける場合にあつては、その額に、共用されている装置以外の各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる同項の乙表による額を加算した額とする。ただし、その除して得た額とその他の装置に係る手数料の額とを合算した額は、<u>二八六、二〇〇円</u>及び当該無線局に係る定期検査手数料相当額のいずれをも超えないものとする。 3 (同上) 一 多重放送をする無線局 その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に応ずる次の甲表による額を当該変更検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額。ただし、当該			

変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合には、その額に当該変更検査を受ける各装置について当該装置の種類及び当該装置がその使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局に使用されるときにおける当該装置の規模に応ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を当該装置を共用する無線局の数で除して得た額を加算した額又は当該多重放送をする無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該多重放送をする無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、一七、六〇〇円（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、八、八〇〇円））のいずれか低い額とする。

一 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項の規定による額から、当該変更検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額

甲表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	<u>七、五〇〇</u>

変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合には、その額に当該変更検査を受ける各装置について当該装置の種類及び当該装置がその使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局に使用されるときにおける当該装置の規模に応ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を当該装置を共用する無線局の数で除して得た額を加算した額又は当該多重放送をする無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該多重放送をする無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、一六、六〇〇円（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、八、三〇〇円））のいずれか低い額とする。

一 （同上）

甲表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	<u>五、四〇〇</u>

乙表			
一	装置		検査手数料（単位円）
	種類	規模（空中線電力による。）	
送信機		〇・一ワット以下 のもの	四、〇五〇
		〇・一ワットを超 え二ワット以下の もの	六、七〇〇
		二ワットを超え一 〇ワット以下のも の	一一、二〇〇
二	〇・一ワットを超え二ワット以下 のもの		一一、〇〇〇
三	二ワットを超えるもの		二四、九〇〇

乙表			
一	装置		検査手数料（単位円）
	種類	規模（空中線電力による。）	
送信機		〇・一ワット以下 のもの	三、七五〇
		〇・一ワットを超 え二ワット以下の もの	六、二〇〇
		二ワットを超え一 〇ワット以下のも の	一〇、五〇〇
二	〇・一ワットを超え二ワット以下 のもの		一八、〇〇〇
三	二ワットを超えるもの		二一、四〇〇

		１０ワットを超え １００ワット以下 のもの	十三、五〇〇
		１００ワットを超 え一キロワット以 下のもの	一七、一〇〇
		一キロワットを超 え一〇キロワット 以下のもの	一一、六〇〇
		一〇キロワットを 超えるもの	一六、六〇〇
一	送信機以外の 装置	〇・一ワット以下 の送信機のもの	四、〇五〇
		〇・一ワットを超 え二ワット以下の 送信機のもの	六、七〇〇
		二ワットを超える 送信機のもの	一一、二〇〇

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場

		一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下 のもの	一三、六〇〇
		一〇〇ワットを超 え一キロワット以 下のもの	一五、九〇〇
		一キロワットを超 え一〇キロワット 以下のもの	一〇、一〇〇
		一〇キロワットを 超えるもの	一四、七〇〇
一	送信機以外の 装置	〇・一ワット以下 の送信機のもの	三、七五〇
		〇・一ワットを超 え二ワット以下の 送信機のもの	六、三〇〇
		二ワットを超える 送信機のもの	一〇、五〇〇

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場

合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、一、七〇〇円（電子申請等により同項の規定による書類の提出をする場合にあつては、一、六〇〇円）とする。

（無線局に関する情報提供手数料）

第五条 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者が納めなければならない手数料の額は、情報の提供の方法に従い、次の表による額とする。

	情報の提供の方法	情報提供手数料（単位円）
一	用紙に出力したものの交付	<u>一、三五〇</u>
二	電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）による提供	<u>一、三〇〇</u>

（型式検定手数料）

第十条 法第三十七条の規定による検定を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該検定を受ける機器の種類に従い、次の表による額とする。ただし、総務大臣が告示をもつて定めるところにより当該検定に係る検定手続の一部を省略する場合にあつては、当該検定を受ける機器に係る同表による額の二分の一に相当する額とする。

合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、一、五五〇円（電子申請等により同項の規定による書類の提出をする場合にあつては、一、四五〇円）とする。

（無線局に関する情報提供手数料）

第五条 （同上）

	情報の提供の方法	情報提供手数料（単位円）
一	用紙に出力したものの交付	<u>一、二〇〇</u>
二	電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）による提供	<u>一、一五〇</u>

（型式検定手数料）

第十条 （同上）

				機器	
一	周波数測定装置				検定手数料 (単位円) 八二八、七〇〇
二	レーダー				一、八二四、〇〇〇
三	船舶に施設する救命用の無線設備の機器				一、〇五四、三〇〇
四	法第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（三の項に掲げるものを除く。）	一五六メガヘルツから一五七・四五メガヘルツまでの周波数の電波を使用する無線電話の機器	送受信機		一、二五八、五〇〇
			送信機		八六五、八〇〇
			受信機		八三四、四〇〇

				機器	
一	周波数測定装置				検定手数料 (単位円) 七四〇、四〇〇
二	レーダー				一、六五二、一〇〇
三	船舶に施設する救命用の無線設備の機器				九五四、一〇〇
四	法第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（三の項に掲げるものを除く。）	一五六メガヘルツから一五七・四五メガヘルツまでの周波数の電波を使用する無線電話の機器	送受信機		一、二三九、三〇〇
			送信機		七八三、二〇〇
			受信機		七五四、七〇〇

五	船舶地球局の無線設備の機器	その他の周波数の電波を使用する無線電話の機器	送受信機	一、四九四 、一〇〇
			送信機	一、一九五 、七〇〇
			受信機	九二八、六 〇〇
		デジタル選択呼出装置	八〇二、九 〇〇	
		衛星無線航法装置	九六〇、〇 〇〇	
		地上無線航法装置	八三四、四 〇〇	
		船舶自動識別装置	一、五〇九 、八〇〇	
	その他のもの	九二二、九 〇〇		

五	船舶地球局の無線設備の機器	その他の周波数の電波を使用する無線電話の機器	送受信機	一、三五三 、〇〇〇
			送信機	一、〇八二 、三〇〇
			受信機	八四〇、一 〇〇
		デジタル選択呼出装置	七二六、二 〇〇	
		衛星無線航法装置	八六八、六 〇〇	
		地上無線航法装置	七五四、七 〇〇	
		船舶自動識別装置	一、三六七 、二〇〇	
		その他のもの	八二五、九 〇〇	
				一、二九六 、〇〇〇

六	航空機に施設する無線設備の機器	一、八二四 〇〇〇
2 電子申請等による場合における前項の規定の適用については、同項の表中「八一八、七〇〇」とあるのは「八一八、五〇〇」と、「一、八一四、〇〇〇」とあるのは「一、八一三、八〇〇」と、「一、〇五四、三〇〇」とあるのは「一、〇五四、一〇〇」と、「一、二五八、五〇〇」とあるのは「一、二五八、三〇〇」と、「八六五、八〇〇」とあるのは「八六五、六〇〇」と、「八三四、四〇〇」とあるのは「八三四、二〇〇」と、「一、四九四、一〇〇」とあるのは「一、四九四、〇〇〇」と、「一、一九五、サ〇〇」とあるのは「一、一九五、五〇〇」と、「九二八、六〇〇」とあるのは「九二八、五〇〇」と、「ス〇一、九〇〇」とあるのは「ス〇一、八〇〇」と、「九六〇、〇〇〇」とあるのは「九五九、九〇〇」と、「一、五〇九、八〇〇」とあるのは「一、五〇九、サ〇〇」と、「九二二、九〇〇」とあるのは「九二二、セ〇〇」と、「一、四三二、三〇〇」とあるのは「一、四三二、一〇〇」とする。 (登録証明機関の登録更新申請手数料) 第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、<u>一九、九〇〇円</u>（電子申請等による場合にあつては、<u>一九、八〇〇円</u>）とする。 (修理業者の登録申請手数料) 第十一条の二 法第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、<u>五七、六〇〇円</u>とする。 (登録修理業者の変更登録申請手数料) 第十一条の三 法第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申		

六	航空機に施設する無線設備の機器	一、六五二 一〇〇
2 電子申請等による場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「一、六五二、一〇〇」とあるのは「一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、一三九、三〇〇」とあるのは「一、一三九、二〇〇」と、「サ六三、一〇〇」とあるのは「サ六三、〇〇〇」と、「サ五四、サ〇〇」とあるのは「サ五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「一、〇二二、三〇〇」とあるのは「一、〇二二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「サ二六、一〇〇」とあるのは「サ二六、〇〇〇」と、「ス六八、六〇〇」とあるのは「ス六八、五〇〇」と、「一、三六サ、一〇〇」と、「ス二五、九〇〇」とあるのは「ス二五、八〇〇」と、「一、一九六、〇〇〇」とあるのは「一、一九五、九〇〇」とする。 (登録証明機関の登録更新申請手数料) 第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、<u>一六、九〇〇円</u>（電子申請等による場合にあつては、<u>一六、セ〇〇円</u>）とする。 (修理業者の登録申請手数料) 第十一条の二 法第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、<u>五〇、セ〇〇円</u>とする。 (登録修理業者の変更登録申請手数料) 第十一条の三 法第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申		

請する者が納めなければならない手数料の額は、二一、六〇〇円とする。

（講習手数料）

第十二条 法第三十九条第七項の規定による講習を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二一、四〇〇円とする。

（無線従事者国家試験手数料）

第十三条 法第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料の額は、試験を受ける無線従事者の資格に従い、次の表による額とする。

	資格	試験手数料 (単位円)
一	第一級総合無線通信士	<u>二六、〇〇〇</u>
二	第二級総合無線通信士	<u>二三、三〇〇</u>
三	第三級総合無線通信士	<u>一五、〇〇〇</u>
四	第一級海上無線通信士	<u>二〇、〇〇〇</u>
五	第二級海上無線通信士	<u>一八、六〇〇</u>
六	第三級海上無線通信士	<u>一二、一〇〇</u>
七	第四級海上無線通信士	<u>八、二〇〇</u>
八	第一級海上特殊無線技士	<u>九、二〇〇</u>
九	第二級海上特殊無線技士	<u>六、九〇〇</u>
十	第三級海上特殊無線技士	<u>六、九〇〇</u>

請する者が納めなければならない手数料の額は、一九、〇〇〇円とする。

（講習手数料）

第十二条 法第三十九条第七項の規定による講習を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二一、五〇〇円とする。

（無線従事者国家試験手数料）

第十三条 （同上）

	資格	試験手数料 (単位円)
一	第一級総合無線通信士	<u>二一、二〇〇</u>
二	第二級総合無線通信士	<u>一八、八〇〇</u>
三	第三級総合無線通信士	<u>一三、六〇〇</u>
四	第一級海上無線通信士	<u>一七、四〇〇</u>
五	第二級海上無線通信士	<u>一五、三〇〇</u>
六	第三級海上無線通信士	<u>九、六〇〇</u>
七	第四級海上無線通信士	<u>七、四〇〇</u>
八	第一級海上特殊無線技士	<u>七、五〇〇</u>
九	第二級海上特殊無線技士	<u>五、六〇〇</u>
十	第三級海上特殊無線技士	<u>五、六〇〇</u>

十一	レーダー級海上特殊無線技士	六、九〇〇
十二	航空無線通信士	一一、〇〇〇
十三	航空特殊無線技士	七、八〇〇
十四	第一級陸上無線技術士	一八、八〇〇
十五	第二級陸上無線技術士	一六、四〇〇
十六	第一級陸上特殊無線技士	七、二〇〇
十七	第二級陸上特殊無線技士	六、九〇〇
十八	第三級陸上特殊無線技士	六、九〇〇
十九	国内電信級陸上特殊無線技士	六、七〇〇
二十	第一級アマチュア無線技士	一〇、八〇〇
二十一	第二級アマチュア無線技士	九、四〇〇
二十二	第三級アマチュア無線技士	六、〇〇〇
二十三	第四級アマチュア無線技士	五、七〇〇

（船舶局無線従事者証明申請手数料）

第十五条 法第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、二、七〇〇円

（電子申請等による場合にあつては、二、五〇〇円）とする。

（船舶局無線従事者証明に係る訓練の手数料）

第十六条 法第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二二、五〇〇円（電子申

十一	レーダー級海上特殊無線技士	五、六〇〇
十二	航空無線通信士	九、三〇〇
十三	航空特殊無線技士	六、四〇〇
十四	第一級陸上無線技術士	一六、五〇〇
十五	第二級陸上無線技術士	一三、七〇〇
十六	第一級陸上特殊無線技士	六、三〇〇
十七	第二級陸上特殊無線技士	五、六〇〇
十八	第三級陸上特殊無線技士	五、六〇〇
十九	国内電信級陸上特殊無線技士	五、五〇〇
二十	第一級アマチュア無線技士	九、六〇〇
二十一	第二級アマチュア無線技士	七、八〇〇
二十二	第三級アマチュア無線技士	五、四〇〇
二十三	第四級アマチュア無線技士	五、一〇〇

（船舶局無線従事者証明申請手数料）

第十五条 法第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、二、四五〇円とする。

（船舶局無線従事者証明に係る訓練の手数料）

第十六条 法第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、一九、九〇〇円とする。

請等による場合にあつては、~~二二、三〇〇円~~とする。

第十七条 法第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、~~三、七五〇円（電子申請等による場合にあつては、三、六〇〇円）~~とする。

（無線従事者の免許証等の再交付申請手数料）

第十八条 無線従事者の免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

一 無線従事者の免許証の再交付 ~~二、五〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二、二五〇円）~~

二 船舶局無線従事者証明書の再交付 ~~三、一五〇円（電子申請等による場合にあつては、二、九五〇円）~~

（無線設備等保守規程の認定申請手数料）

第十九条 法第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、~~六八、九〇〇円~~とする。

（定期検査手数料）

第二十条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十二条第一項本文の規定による検査（以下「定期検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該基本送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額と

第十七条 法第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、~~三、四〇〇円~~とする。

（無線従事者の免許証等の再交付申請手数料）

第十八条 （同上）

一 （同上）

二 船舶局無線従事者証明書の再交付 ~~二、八五〇円~~

（無線設備等保守規程の認定申請手数料）

第十九条 法第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、~~六二、九〇〇円~~とする。

（定期検査手数料）

第二十条 （同上）

する。

	無線局の種類別	基本送信機の規模 (空中線電力による。)	検査手数料(単位円)
一	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	一〇ワット以下のもの	一九、四〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	四一、六〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	五九、一〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	七五、〇〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	一〇ワット以下のもの	一六、三〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一四、九〇〇

	無線局の種類別	基本送信機の規模 (空中線電力による。)	検査手数料(単位円)
一	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	一〇ワット以下のもの	一七、五〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	三八、九〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	五五、三〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	七〇、〇〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	一〇ワット以下のもの	一五、四〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一三、三〇〇

	四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	〇・一ワット以下 のもの	二八、八〇〇
			〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	一一〇、サ〇〇
			三ワットを超え一 〇ワット以下のも の	一一〇五、九〇〇
	三	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		一六、三〇〇
			五〇ワットを超え るもの	三三、三〇〇

	四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	〇・一ワット以下 のもの	二サ、〇〇〇
			〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	一〇二、一〇〇
			三ワットを超え一 〇ワット以下のも の	一八六、六〇〇
	三	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		一五、四〇〇
			五〇ワットを超え るもの	三三、〇〇〇

		一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下 のもの	二五七、八〇〇
		一〇〇ワットを超 え一キロワット以 下のもの	三〇一、〇〇〇
		一キロワットを超 え一〇キロワット 以下のもの	三八〇、五〇〇
		一〇キロワットを 超えるもの	四七五、〇〇〇
五	テレビジョン 基幹放送局	〇・一ワット以下 のもの	一九、八〇〇
		〇・一ワットを超 え三ワット以下の もの	一一四、三〇〇
		三ワットを超え一 〇ワット以下のも の	一九七、三〇〇

		１０ワットを超え １００ワット以下 のもの	一三五、一〇〇
		１００ワットを超 え１キロワット以 下のもの	一七五、四〇〇
		１キロワットを超 え１０キロワット 以下のもの	二四九、四〇〇
		１０キロワットを 超えるもの	四四三、一〇〇
五	テレビジョン 基幹放送局	〇・１ワット以下 のもの	一七、一〇〇
		〇・１ワットを超 え二ワット以下の もの	一〇三、一〇〇
		二ワットを超え１ 〇ワット以下のも の	一二四、一〇〇

六	その他の無線局	１０ワットを超え １００ワット以下 のもの	三〇一、一〇〇
		１００ワットを超 え一キロワット以 下のもの	三七六、九〇〇
		一キロワットを超 え一〇キロワット 以下のもの	五七六、一〇〇
		一〇キロワットを 超えるもの	七四一、九〇〇
		一ワット以下のも の	一一〇、六〇〇
		一ワットを超え五 ワット以下のもの	三三〇、五〇〇
		五ワットを超え一 〇ワット以下のも の	三二七、九〇〇
		一〇ワットを超え 五〇ワット以下の もの	五六、七〇〇

六	その他の無線局	１０ワットを超え １００ワット以下 のもの	一一七三、一〇〇
		１００ワットを超 え一キロワット以 下のもの	三三四、九〇〇
		一キロワットを超 え一〇キロワット 以下のもの	五三四、九〇〇
		一〇キロワットを 超えるもの	六九五、九〇〇
		一ワット以下のも の	一七、一〇〇
		一ワットを超え五 ワット以下のもの	一一六、三三〇
		五ワットを超え一 〇ワット以下のも の	三三三、一一〇〇
		一〇ワットを超え 五〇ワット以下の もの	五〇、七〇〇

		五〇ワットを超え 五〇〇ワット以下 のもの	一〇六、六〇〇
		五〇〇ワットを超 え五キロワット以 下のもの	一五八、六〇〇
		五キロワットを超 えるもの	一九一、三〇〇
2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該送信機については、当該送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。			
	無線局の種別	送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）

		五〇ワットを超え 五〇〇ワット以下 のもの	九七、二〇〇
		五〇〇ワットを超 え五キロワット以 下のもの	一四五、六〇〇
		五キロワットを超 えるもの	一七六、一〇〇
2 (同上)			
	無線局の種別	送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）

一	船舶局（総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。）及び航空機局	一〇ワット以下のもの	七、六〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一〇、三〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一四、八〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	一八、四〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	一〇ワット以下のもの	四、〇五〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	六、三〇〇
		五〇ワットを超えるもの	九、〇〇〇

一	船舶局（総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。）及び航空機局	一〇ワット以下のもの	七、一〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	九、六〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一三、八〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	一七、二〇〇
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	一〇ワット以下のもの	三、七五〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	五、八〇〇
		五〇ワットを超えるもの	八、四〇〇

三	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		四、〇五〇
四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	〇・一ワット以下 のもの	八、一〇〇
		〇・一ワットを超 え三ワット以下 のもの	二七、九〇〇
		三ワットを超え一 〇ワット以下の もの	四八、七〇〇
		一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下 のもの	六四、〇〇〇

三	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		三、七五〇
四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局を 除く。）	〇・一ワット以下 のもの	六、七〇〇
		〇・一ワットを超 え三ワット以下 のもの	二六、〇〇〇
		三ワットを超え一 〇ワット以下の もの	四五、三〇〇
		一〇ワットを超え 一〇〇ワット以下 のもの	五九、六〇〇

五	テレビジョン 基幹放送局	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	七四、四〇〇	
		一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	九三、三〇〇	
		一〇キロワットを超えるもの	一一九、一〇〇	
		〇・一ワット以下のもの	七、二〇〇	
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	二七、九〇〇	
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	四八、七〇〇	
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	七三、〇〇〇	

五	テレビジョン 基幹放送局	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六九、三〇〇	
		一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	八六、九〇〇	
		一〇キロワットを超えるもの	一一〇、九〇〇	
		〇・一ワット以下のもの	六、七〇〇	
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	二六、〇〇〇	
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	四五、三〇〇	
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	六八、〇〇〇	

		１００ワットを超え一キロワット以下のもの	九三、三〇〇
		一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	一四二、一〇〇
		一〇キロワットを超えるもの	一八六、セ〇〇
六	その他の無線局	一ワット以下のもの	五、四〇〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	八、四〇〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	一〇、五〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一五、九〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一八、四〇〇

		１００ワットを超え １キロワット以下 のもの	八六、九〇〇
		１キロワットを超え １０キロワット以下 のもの	一三三、三〇〇
		１０キロワットを超え るもの	一七三、九〇〇
六	その他の無線局	１ワット以下のもの	四、一五〇
		１ワットを超え五 ワット以下のもの	六、四〇〇
		五ワットを超え１ ０ワット以下のもの	八、一〇〇
		１０ワットを超え 五〇ワット以下の もの	一二、サ〇〇
		五〇ワットを超え 五〇〇ワット以下の もの	一四、一〇〇

3 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。		
	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	一七、六〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	一八、〇〇〇
	五キロワットを超えるもの	五〇、二〇〇
	五〇〇ワットを超え五キロワット以下のもの	四二、一〇〇

3 (同上)		
	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	一六、六〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	一六、二〇〇
	五キロワットを超えるもの	四四、四〇〇
	五〇〇ワットを超え五キロワット以下のもの	三六、八〇〇

三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	四六、一〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	五六、九〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	七〇、九〇〇
六	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	九二、七〇〇
七	一〇キロワットを超えるもの	一〇六、二〇〇

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について定期検査が同時に行われるときに当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該定期検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額

三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	四三、一〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	五三、二〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六四、三〇〇
六	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	八六、九〇〇
七	一〇キロワットを超えるもの	九九、五〇〇

4 (同上)

一 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該定期検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、七〇〇円（電子申請等により同項の規定による書類の提出をする場合にあつては、二、六〇〇円）とする。

6 定期検査が当該無線局に係る変更検査に併せて行われる場合の当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの各項の規定による手数料の額から当該無線局に係る変更検査を受けるための第四条の規定による手数料の額を控除して得た額とする。

7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、九〇〇円（当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、二、四五〇円（電子申請等により同項の規定による書類の提出をする場合にあつては、二、三〇〇円））とする。

（校正手数料）

第二十一条 法第二百二条の十八第一項の規定による校正（指定校正機関が行うものを除く。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該校正を受ける測定器その他の設備の種類に従い、次の表による額とする。

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（電子申請等により同項の規定による書類の提出をする場合にあつては、二、四五〇円）とする。

6 （同上）

7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円（当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、二、三〇〇円（電子申請等により同項の規定による書類の提出をする場合にあつては、二、一五〇円））とする。

（校正手数料）

第二十一条 （同上）

	測定器その他の設備		校正手数料（単位円） ┐
一	周波数計	空洞共振器を用 いるもの	一三五、二〇〇
		その他のもの	九〇、九〇〇
二	スペクトル分析 器	十一万メガヘル ツを超える周波 数の範囲におい てスペクトルを 測定するもの	六一九、七〇〇
		その他のもの	一七六、二〇〇
三	電界強度測定器	三以上の異なる 周波数の範囲に おいて電界強度 を測定するもの	三二九、七〇〇
		その他のもの	一六八、三〇〇

	測定器その他の設備		校正手数料（単位円） ┐
一	周波数計	空洞共振器を用 いるもの	一〇一、八〇〇
		その他のもの	六九、六〇〇
二	スペクトル分析器		一三三、五〇〇
三	電界強度測定器	三以上の異なる 周波数の範囲に おいて電界強度 を測定するもの	一四八、六〇〇
		その他のもの	一〇一、五〇〇

七	周波数標準器		一八三、〇〇〇
六	標準信号発生器	三以上の異なる周波数の範囲において信号を発生するもの その他のもの	一七六、二〇〇 一三二、八〇〇
五	電圧電流計		一四八、九〇〇
四	高周波電力計	三以上の異なる周波数の範囲において高周波電力を測定するもの その他のもの	四三三、〇〇〇 三二九、七〇〇

七	周波数標準器		一三八、六〇〇
六	標準信号発生器	三以上の異なる周波数の範囲において信号を発生するもの その他のもの	一三三、五〇〇 一〇〇、一〇〇
五	電圧電流計		一一三、〇〇〇
四	高周波電力計	三以上の異なる周波数の範囲において高周波電力を測定するもの その他のもの	三二五、三〇〇 二四八、六〇〇

○総務省告示第二百六十四号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第六十四号の規定を実施するため、昭和二十八年郵政省告示第七百六十三号（委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から施行する。

令和八年七月十七日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 委託による無線局の周波数の測定（以下「委託測定」という。）とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第二項に規定する免許人又は同法第二十七条の二十二に規定する登録人（以下「免許人等」という。）の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。ただし、電波の規正の通告に対し措置する場合を除く。 〔二〕六 略〕 七 委託測定を実施した場合は、手数料を徴収するものとする。ただし、免許人等の責めに帰すことのできない事由による測定不能の場合を除く。 2 委託測定の手数料は、一件について一、〇〇〇円とする。 〔3 略〕 〔八 略〕	一 委託による無線局の周波数の測定（以下「委託測定」という。）とは、免許人又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十六の登録人（以下「免許人等」という。）の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。ただし、電波の規正の通告に対し措置する場合を除く。 〔二〕六 同上〕 七 委託測定を実施した場合は、手数料を徴収するものとする。ただし、免許人等の責めに帰すことのできない事由による測定不能の場合を除く。 2 委託測定の手数料は、一件について一、〇五〇円とする。 〔3 同上〕 〔八 同上〕
備考 表中の「 」の記載は注記である。	